

○三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例施行規則

平成18年1月1日

規則第161号

改正 平成29年3月31日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場条例(平成18年三豊市条例第188号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設期間)

第2条 三豊市つたじま海水浴場施設及びキャンプ場(以下「施設」という。)の開設期間は、毎年7月1日から8月31日までとする。ただし、条例第3条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用料金の減免基準)

第3条 条例第8条に規定する利用料金の減免は、地域福祉の向上、地域経済の発展、観光の振興、社会貢献又は教育普及活動に関する各種事業の推進活動を行う場合に行うことができる。

(設備、器具等のき損又は滅失の届出)

第4条 施設の設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第19号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。